平成２４年（フ）第１７２２号
福岡県筑紫野市湯町１丁目16番６―203号
債務者　坂口健太郎
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５３号
福岡市博多区板付３丁目22番307号
債務者　荒武　昭三
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７５９号
福岡市東区原田１丁目17番29号
債務者　定國　　司
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲４番地３
債務者　吉川　昌宏
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８７号
福岡市東区青葉７丁目38番11―303号
債務者　江藤　悦司
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８８号
福岡市西区大字飯氏965番地１
債務者　島居　　孝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６９３号
千葉県千葉市若葉区千城台北２丁目19―５―105
債務者　八角　弘一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６９４号
東京都千代田区九段南３丁目８―２　ライオンズマンション九段第２―105
債務者　秋本　正光
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７００号
埼玉県草加市栄町１丁目８―16―403
債務者　赤星　陽子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７０６号
東京都墨田区錦糸１丁目２―６―1303、住民票上の住所東京都墨田区緑３丁目７―19―２F
債務者　徳留　裕美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７０８号
東京都大田区池上８丁目２―１―301
債務者　佐藤智映子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７０９号
東京都杉並区下高井戸１丁目36―13―Ａ―701
債務者　戸田由生夫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７１３号
東京都練馬区豊玉南２丁目20―12―309
債務者　高橋美枝子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７１７号
東京都目黒区上目黒３丁目44―９―101
債務者　渡邉　美利
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７２５号
東京都練馬区南大泉３丁目24―９―Ｂ105
債務者　加藤　敏雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７２６号
東京都大田区上池台１丁目15―15―102
債務者　松井　正夫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部